

## 〇〇市節電を推進する条例について

### 1 条例の制定を必要とした背景

私たちの生活は、電力などのエネルギーによって成り立っている。これは有限である地球の資源を大量に消費していることを意味している。環境汚染や地球温暖化問題など、これまでも様々な局面で省エネの必要性が唱えられてきた。そして、平成23年3月、東日本大震災という未曾有の災害を機に発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、電力不足が危惧され、これまでにないほど省エネ、節電の必要性が叫ばれている。これらの問題を少しでも回避するため、エネルギー資源を効率よく使う生活を一人一人が心がける必要がある。

### 2 現状

住民や事業者もクールビズ、冷暖房の温度設定など個別に節電を行っている。国は、関西、九州電力管内は10%、北海道、四国電力管内は7%等、今夏の節電目標を示すなど、全国的な節電を推進しているところであり、地方自治体としても条例等を制定し、住民や事業者とともに節電を推進していく体制をつくる必要がある。

〇〇市においては、市役所における節電対策の実施や家庭・個人及び事業者に対する節電の呼び掛けにより、節電行動の定着を図ってきた。その結果、平成23年度は、市内家庭部門において、対前年度比14.9%（7月～9月）の節電を達成することができた。今後はさらに効果的な節電を継続して実施していく必要がある。

### 3 関係法令

- (1) 環境基本法
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

### 4 条例の目的・施策

#### (1) 目的

節電について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、節電の推進に関する基本的な事項を定めることにより、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進し、自然環境の保全及び市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

## (2) 施策

- ア 空調機器の適正な使用
- イ 照明機器の適正な使用
- ウ 事務機器・電気機器の適正な使用
- エ クールビズ・ウォームビズの実践
- オ グリーンカーテンの設置
- カ 節電啓発事業の実施
- キ 節電教育の推進

## 5 条例の制定による効果

地域全体で節電を推進することで電力不足に対応するとともに、エネルギー資源の消費を抑え、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を削減することで、地球温暖化防止に寄与する。また、地元商店街で節電啓発事業を実施することにより、商店街の活性化等も期待される。

## 6 立案上の検討事項

- (1) 節電目標値の設定
- (2) 節電啓発事業の内容
- (3) 節電教育の内容

## 7 課題

- (1) 市民や事業者にどこまで協力を得られるか。
- (2) 過度の節電とならない対策。(熱中症などの問題)

〇〇市節電を推進する条例をここに公布する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長

〇〇市条例第〇〇号

〇〇市節電を推進する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 責務（第3条～第5条）
- 第3章 施策（第6条～第10条）
- 第4章 協議会（第11条～第13条）
- 第5章 評価（第14条）
- 第6章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、節電について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、節電の推進に関する基本的な事項を定めることにより、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進し、自然環境の保全及び市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住する者、その他通勤及び通学若しくは滞在する者をいう。
- （2）事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- （3）温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する物質をいう。
- （4）節電 温室効果ガスの発生を抑えるため、電気機器等のエネルギー使用量を最小限にとどめることをいう。
- （5）クールビズ 冷房時の室温設定を高めにした事業所等で快適に過ごすための服装などの工夫をいう。

(6) ウォームビズ 暖房時の室温設定を低めにした事業所等で快適に過ごすための服装などの工夫をいう。

(7) グリーンカーテン 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法をいう。

## 第2章 責務

(市の責務)

第3条 市は、総合的かつ計画的な節電の推進に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、その事務及び事業の実施にあたっては、自ら率先して節電に努めるものとする。

3 市は、節電の推進に関する施策の実施にあたっては、国、県その他関係機関と連絡調整を図り、必要な協力を求めるものとする。

4 市は、節電の推進に関する施策を円滑に推進するため、財政上の必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、その日常生活において、節電に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する節電の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、節電に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する節電の推進に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、前項の責務について、従業員等その事業活動に従事する者に周知しなければならない。

## 第3章 施策

(計画の策定等)

第6条 市は、節電を効果的に推進するため、節電推進計画を定め、市民及び事業者と連携してその計画を推進するものとする。

2 節電推進計画には、節電目標を定めるものとする。

3 市は、節電推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(節電の推進)

第7条 市、市民及び事業者は、節電を推進するため、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 空調機器の適正な使用
- (2) 照明機器の適正な使用
- (3) 事務機器、電気機器の適正な使用
- (4) クールビズ、ウォームビズの実践
- (5) グリーンカーテンの設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、節電のための施策

(節電啓発事業の実施)

第8条 市は、市民及び事業者が節電についての関心と理解を深めることができるよう、これらに関する啓発事業の実施及び広報活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(節電教育の推進)

第9条 市は、市民及び事業者が節電についての関心と理解を深めることができるよう、これらに関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市民及び事業者は、節電についての関心と理解を深めるため、これらに関する教育及び学習を自ら進んで行うよう努めなければならない。

(表彰等)

第10条 市は、節電の推進に関し特に功績のあった者に対し、表彰その他の必要な措置を講じるものとする。

## 第4章 協議会

(設置)

第11条 市は、節電を効果的に推進するため、節電の推進に官民一体となって取り組むことを目的とし、〇〇市節電推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第12条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 節電に関する普及促進活動に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、節電を推進する計画の策定及び変更に関して答申を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、節電の推進に必要な事項の調査及び研究に関すること。

(組織)

第13条 協議会は委員15名以内をもって組織する。

2 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表 5名以内
- (2) 事業者の代表 5名以内
- (3) 学識経験者 3名以内
- (4) 市関係職員 2名以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会は、前条に規定する所掌事務を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

## 第5章 評価

(施策の評価及び見直し)

第14条 市は、この条例に基づく施策の推進にあたっては、定期的にその実施状況について、評価を行うものとする。

2 市は、前項の評価の結果、節電の推進に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、施策の見直しを行うものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。